

国民年金保険料の学生納付特例



国民年金第1号被保険者の学生で、学生本人の所得が一定額以下の場合、申請して日本年金機構から承認されれば承認期間中の保険料が後払いできる制度です。

「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金*1、遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×*2	○
未納	×	×	×

※1 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります

※2 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます

■対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*3に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

*3 学校教育法で規定されている修業年限が1年以下の課程の学校

■所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

(計算式)

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額

■申請時期

学生納付特例を希望されるとき(すでに学生納付特例を受けている人で、引き続き学生納付特例を希望する場合は、4月~5月中に再度申請が必要です)。

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し

■将来受給する老齢基礎年金の算定について

学生納付特例期間は受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

■申請先

住民福祉課
熊本東年金事務所

■お問い合わせ

熊本東年金事務所 TEL096(367)2503

令和5年度 阿蘇圏域手話奉仕員養成講座の案内



令和5年度阿蘇圏域手話奉仕員養成(研修)講座を開催します。

手話奉仕員とは、手話を身に付け、社会生活などにおいて、手話を必要とする聞こえない人・聞こえにくい人と、手話が分からない聞こえる人との意思疎通を支援する人材です。

■日程

【入門課程】4月7日(金)から8月4日(金)まで

【基礎課程】9月1日(金)から令和6年3月29日(金)まで

■時間

毎週金曜日、午後7時~9時

■会場

阿蘇市農村環境改善センター

(阿蘇市内牧976番地2 TEL0967(32)3334)

■申込方法

4月7日(金)から会場で受け付けます。ただし、6月2日(金)をもって締め切らせていただきます。

■受講資格

高等学校卒業以上の学力を有した人で、手話通訳活動が可能な人とさせていただきます。なお、令和6年3月に高等学校卒業の見込みがある人は受け付けます。

■受講料

受講料は無料。ただし、テキスト料として3,300円・副教本として日本聴力障害新聞4,300円は自己負担。

■問合せ先

一般財団法人熊本県ろう者福祉協会

(熊本市中央区水前寺6丁目9番4号)

TEL096(383)5587 fax096(384)5937